



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 東洋エンジニアリング株式会社
代表者名 取締役社長 山 田 豊
(コード番号6330 東証第1部)
問合せ先 総務部長 遠藤 勝己
(TEL : 047-454-1503)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催予定の当社第54期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 法定公告における周知性の向上および公告費用の削減を図る趣旨から、現行定款第5条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて、不測の事態に備えて予備的な公告方法についても定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条の定めにより、同法施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定は廃止したものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿の備置については株券を発行する旨の規定を廃止した日(法施行日である平成21年1月5日)より1年間義務づけられておりますので、株券喪失登録簿関係の経過規定を附則におくこととし、本附則は平成22年1月5日の経過をもって削除されるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23日(火曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月23日(火曜日)

以 上

(下線____は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>(2) 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第14条から第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条から第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上